

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：令和2年10月15日（木）

担当課：総務部 資産税課、市民税課、収納課

件名：大和州市税条例の一部改正（固定資産税のわがまち特例等を規定）について

提出理由：地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内容：

1. 固定資産税のわがまち特例の拡充

(1) 背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、固定資産税のわがまち特例の一つである生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画により取得された先端設備等の対象に、これまでの償却資産に加えて事業用家屋と構築物が追加された。

(2) 条例改正の考え方

- 地方税法は、事業用家屋と構築物の課税標準を軽減する特例割合を零から1/2の範囲内で市町村の条例で定めるとしている。
- 本市はすでに償却資産の特例割合を零と定めていることから、追加された事業用家屋と構築物の特例割合についても零と定める。

2. 個人市民税の寄附金税額控除の追加

(1) 背景

- 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、政府の自粛要請等を受けて中止、延期、規模が縮小された文化芸術・スポーツイベントのチケット等の、払戻しを辞退等した個人が受けられる個人市民税の寄附金税額控除制度が新たに規定された。

(2) 条例改正の考え方

- 地方税法は、国が指定したイベント等のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして市町村の条例で定めるものを、個人住民税の寄附金税額控除の対象とするとしている。
- 本市は市民が広くこの制度のメリットを受けることができるよう、国が指定したすべてのイベント等に係る払戻しを辞退した個人に寄附金税額控除を適用することを定める。

3. その他

- (1) 固定資産税の納税義務者となる固定資産を現に所有している者の申告を制度化するとともに正当な理由なく申告しなかった者に対する過料を設ける。

(2) 固定資産税のわがまち特例（規定済）

水力発電設備 出力5,000kw以上

本市特例割合 2/3 → 3/4に変更

※このほか、地方税法等の改正に伴う次の改正も併せて行う。

- 個人市民税の均等割の非課税基準の引き上げ
- 条項ずれ等の修正

経過

- H30.3 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令公布
R2. 3 地方税法等の一部を改正する法律公布
R2. 4 地方税法等の一部を改正する法律公布

今後の予定

- R2.12 議案提出
条例施行（公布日）（わがまち特例、現に所有している者の申告制度化）
R3.1 条例施行（寄附金税額控除、均等割非課税基準）